

令和元年6月7日

我孫子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

我孫子市農業委員会会長 三須清一

「農業委員会等に関する法律」第7条の規定に基づき、我孫子市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の現状と解消目標

- | | |
|-------------|------------|
| ① 市内の農地面積 | 9 3 0 ha |
| ② 市内の遊休農地面積 | 3 9 . 6 ha |
| ③ 解消目標面積 | 1 . 5 ha |
| ④ 目標設定の考え方 | |

◎現農業委員と農地利用最適化推進委員の任期が満了する約一月前である令和4年3月末までの目標を設定する。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- 1) 千葉県手賀沼土地改良区及び利根土地改良区管内の土地基盤整備済みの農地を中心に、各改良区と連携して遊休農地の解消を進める。
- 2) 台地部の畑地については、担い手や新規就農者、新規参入者が容易に耕作可能な農地を中心に遊休農地の解消を進める。
- 3) なお、農家の高齢化と担い手不足が進行している現状を踏まえれば、耕作者を確保できなければ、遊休農地を復元しても解消には結びつかないため、農地中間管理事業や担い手の育成のための各種の農業振興策と連携して、遊休農地対策を進めるものとする。
- 4) 我孫子市農政課と密接に連携をとって、復元施策を積極的に活用する。
- 5) 相続等による遊休農地の発生の把握に努め、遊休農地になる前の対応を行う。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 市内の農地面積 | 9 3 0 ha |
| ② 農地利用集積の現状 | 1 9 2 . 2 ha |
| ③ 農地利用集積の目標面積（累積） | 2 1 0 . 2 ha |
| ④ 目標設定の考え方 | |

◎現農業委員と農地利用最適化推進委員の任期が満了する約一月前である令和4年3月末までの目標を設定する。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- 1) 千葉県手賀沼土地改良区及び利根土地改良区管内の土地基盤整備済みの農地を中心に、

各改良区と連携して、担い手への農地の利用集積を進める。

- 2) 台地部の畑地については、担い手や新規就農者、新規参入者が容易に耕作可能な農地を中心に農地の利用集積を進める。
- 3) なお、農家の高齢化と担い手不足が進行している現状を踏まえれば、耕作者を確保できなければ、遊休農地を復元しても解消には結びつかないため、農地中間管理事業や担い手の育成のための各種の農業振興策と連携して、農地の利用集積を進めるものとする。
- 4) 我孫子市農政課と密接に連携をとって、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を積極的に活用する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

- | | |
|---------------------|--------|
| ① 新規参入経営体の現状 | 21 経営体 |
| ② 新規参入経営体の確保の目標（累積） | 24 経営体 |
| ③ 目標設定の考え方 | |

◎現農業委員と農地利用最適化推進委員の任期が満了する約一月前である令和4年3月末までの目標を設定する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- 1) 千葉県手賀沼土地改良区及び利根土地改良区管内の土地基盤整備済みの農地を中心に、各改良区と連携して、担い手への農地の利用集積を進める。
- 2) 台地部の畑地については、担い手や新規就農者、新規参入者が容易に耕作可能な農地を中心に農地の利用集積を進める。
- 3) なお、農家の高齢化と担い手不足が進行している現状を踏まえれば、耕作者を確保できなければ、遊休農地を復元しても解消には結びつかないため、農地中間管理事業や担い手の育成のための各種の農業振興策と連携して、農地の利用集積を進めるものとする。
- 4) 我孫子市農政課と密接に連携をとって、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を積極的に活用する。